

飯能商工会議所及び西川地区木材業組合は、優良木材「西川材」の利用を促進することにより、地域経済の発展や脱炭素社会の実現に貢献していくため、埼玉県及び飯能市と協定を締結しました。

優良木材「西川材」の利用促進に関する協定

➤ 飯能商工会議所による木材利用の促進に関する構想

建築物等における西川材の活用を促進のため、自らが積極的に西川材を利用することに加え、会議所会員が整備する建築物等に西川材を積極的に使用するように働きかける。

➤ 飯能商工会議所の構想の達成に向けた取組の内容

- ・新商工会議所会館を西川材木造建築のモデルとしてPRする。また会議所会館内で引き続き西川材を積極的に利用する。
- ・西川材の需給情報や木造建築に関する情報を広く交換するように努める。

➤ 西川地区木材業組合の木材利用の促進に関する構想

西川材の利用促進のため、安定供給や森林保全に努め、地域経済の発展及び2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していく。

➤ 西川地区木材業組合の構想の達成に向けた取組の内容

- ・需要に応じた供給体制を整え、求められる品質や量の西川材の供給を適時に行うように努める。
- ・技術的支援を行うとともに、その事例を連携し情報発信することで、建築物等における西川材の利用の普及を図る。

➤ 構想の達成のための埼玉県及び飯能市による支援

- ・木材利用に関する情報提供、助言及び専門家の派遣などを行う。
- ・住宅等補助や供給体制の整備補助を通じて、西川材の利用促進・安定供給を図る。

優良木材「西川材」の利用促進に関する協定
締結セレモニー



左から、西川地区木材業組合会長、飯能商工会議所会頭、
飯能市長、埼玉県川越農林振興センター所長

協定締結日：令和6年4月1日
有効期間：協定締結日から5年間
対象区域：埼玉県内